

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

（税務課）

一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○認証食品の認証

（食産業振興課）

一

○農地保有合理化事業規程の変更の承認（三件）

（農業振興課）

一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（二件）

（教育庁高校教育課）

二

監 査 委 員

○定期監査の結果の公表

三

告 示

○宮城県告示第八百二十四号

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 指定取消しの年月日

東北アポロ株式会社 代表取締役 仙台市宮城野区小田原弓ノ町三 平成二十一年六月三十日

小橋 廣二 十一番地

○宮城県告示第八百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 国際支援 地球村

代表者の氏名 梶原 美佳

二 主たる事務所の所在地 石巻市大森字町九番地

三 定款に記載された目的 この法人は、日本に定住する外国人と市民に対して、生活支援や国際交流に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年八月二十一日

宮城県告示第八百二十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
五十四	農産物漬	山内 文字	かほく文メラン山内	石巻市飯野字若崎一九

二 認証年月日

平成二十一年九月一日

宮城県告示第八百二十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下、「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

みやぎ登米農業協同組合

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

二 農地保有合理化事業の実施地域

登米市南方町及び同市豊里町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四

十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された地域をいう。)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(法第四條第二項第一号に規定する事業をいう。)

四 変更の承認年月日

平成二十一年八月二十八日

○宮城県告示第八百二十八号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。)(第八條第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

古川農業協同組合

大崎市古川北町三丁目十番三十六号

二 農地保有合理化事業の実施地域

大崎市の一部(旧古川市、旧三本木町及び旧松山町下伊場野地区)における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された地域をいう。)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(法第四條第二項第一号に規定する事業をいう。)

四 変更の承認年月日

平成二十一年八月二十八日

○宮城県告示第八百二十九号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。)(第八條第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

みどりの農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地

二 農地保有合理化事業の実施地域

大崎市鹿島台地域、同松山地域(伊場野地区を除く)、同田尻地域及び涌谷町並びに美里町にお

ける農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された地域をいう。)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(法第四條第二項第一号に規定する事業をいう。)

四 変更の承認年月日

平成二十一年八月二十八日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

1 宮城県登米高等学校電子計算組織貸借 一式

2 宮城県伊具高等学校電子計算組織貸借 一式

3 宮城県石巻工業高等学校電子計算組織貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年八月二十七日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の調達物品 日通商事株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号

2 一の2の調達物品 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

3 一の3の調達物品 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額

1 一の1の調達物品 三千六百八十五万五千円

2 一の2の調達物品 三千六百八十五万五千円

3 一の3の調達物品 一千七百七十四万五千二百十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年七月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年九月八日

宮城県知事 村井 謙 晃

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ機器賃借 一 台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年八月二十七日
- 四 落札者の名称及び所在地 東京センチュリーリース株式会社仙台支店 仙台市青葉区上杉二丁目五番十五号
- 五 落札金額 八百三十七万七千七百四十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年七月十七日

監査結果

○宮城県監査委員告示第11号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した公営企業会計の定期監査の結果は次のとおりです。

平成21年9月8日

宮城県監査委員	内 海	大 太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

別紙のとおり

2 監査結果

平成20年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いています。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

記

(1) 企業局公営事業課

仙南工業用水道事業において、ダム管理負担金が一部軽減されることになったが、建設仮勘定

の累積が残っているので、事業のあり方等について国等との調整を図り、最終的な方針を早期に決定するべきである。

(内容)

平成20年度未建設仮勘定残高	12,344,967,508円
建設仮勘定残高のうち一般会計からの借入金残高	8,772,590,000円
参考：前年度未建設仮勘定残高	12,215,954,722円
建設仮勘定残高のうち一般会計からの借入金残高	8,298,126,000円

(2) 病院局県立病院課

イ 各病院の入院収益等において、過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じられたい。

(内容)

平成20年度未過年度未収金	91,696,524円(こども病院を含む病院計)
参考：前年度未過年度未収金	88,838,184円()

ロ 循環器・呼吸器病センターの設備更新工事において、予算科目の計上誤りが認められた。また、がんセンターにおいて、固定資産の除却費用の計上漏れが認められたので改善されたい。

(内容)

- ・循環器・呼吸器病センター
厨房等空調設備改修工事において、空調設備(屋外機等)の新設及び更新(4条予算)であるにもかかわらず、誤って修繕費(3条予算)に予算計上したもの。
- ・がんセンター
E S C O 事業委託業務において事業者が省エネルギーに対応した設備を導入するため、

既存の設備を撤去しているが、除却費用が計上されていないかつたもの。

(3) 循環器・呼吸器病センター

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、未収金の縮減に当たっては、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策に取り組まれたい。

(内容)

平成20年度未過年度未収金	10,853,461円
参考：前年度未過年度未収金	11,329,034円

(4) 精神医療センター

イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)
平成20年度未過年度未収金 53,121,110円
参考：前年度未過年度未収金 48,470,244円

ロ 貯蔵品（診療材料）について、棚卸しによる在庫管理が行われていないことが認められたので、今後適正に管理されたい。

(内容)
診療材料について、病院局財務規程に基づく在庫、払出、棚卸しによる経理が行われておらず、年度末の残高を年間入庫数量の3%以内の額を残高として調整し貯蔵品に計上していただくもの。

ハ 医療機器の購入契約において検収調書を作成していないことが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)
100万円以上の契約については、契約書により契約を締結し、検収後速やかに検収調書を作成しなければならないが、全ての契約において検収調書の作成を省略していたもの。

(5) **がんセンター**
入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)
平成20年度未過年度未収金 23,067,656円
参考：前年度未過年度未収金 23,756,162円

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

- 実施した監査箇所及び監査年月日
企業局公営事業課 平成21年7月13日
大崎広域水道事務所 平成21年6月10日
仙南・仙塩広域水道事務所 平成21年6月12日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万m ³	1日最大 10万 1,150m ³	大崎市、栗原市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、豊富町、松島町、大衡村 (10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300m ³	1日最大 27万 9,000m ³	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、涌田町、大河原町、村田町、梁田町、大宮理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、豊富町 (17市町)	平成2年度

3 事業実績

平成20年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域事業	22,118 <small>千円</small>	3,475,400 <small>千円</small>	2,688,257 <small>千円</small>	765,595 <small>千円</small>	765,595 <small>千円</small>
仙南・仙塩広域事業	78,774	14,161,832	10,502,328	3,578,017	3,578,017
合計	100,892	17,637,232	13,190,585	4,343,612	4,343,612

(注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

- 実施した監査箇所及び監査年月日
企業局公営事業課 平成21年7月13日
大崎広域水道事務所 平成21年6月10日
仙南・仙塩広域水道事務所 平成21年6月12日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水道	大倉ダム	1日最大10万m ³	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町，大和町，富谷町（7市町）	昭和36年度
仙台圏工業用水道	釜房ダム	1日最大10万m ³	仙台市，名取市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町（5市町）	昭和51年度
仙台北部工業用水道	漆沢ダム	1日最大5万8,500m ³	大崎市，加美町，大和町，大衡村（4市町村）	昭和55年度

(注) 上記以外に、仙南地域における工業用水道の水源を確保するため「七ヶ宿ダム」(取水容量1日最大5万5,900m³相当)の維持管理費を負担している。

3 事業実績
平成20年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
仙塩工業用水道	12,785	732,863	602,796	129,191	635,649
仙台圏工業用水道	15,025	379,933	346,285	33,506	726,382
仙台北部工業用水道	7,993	536,658	414,206	117,808	1,272,314
合計	35,803	1,649,454	1,363,287	280,505	89,717

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
企業局公営事業課 平成21年7月13日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスポートセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業を行っている。

3 事業実績

平成20年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益(損失)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)
地域整備事業	451,130	222,968	227,311	753,273

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県病院事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

- 病院局県立病院課 平成21年7月13日
- 循環器・呼吸器病センター 平成21年6月10日
- 精神医療センター 平成21年6月11日
- がんセンター 平成21年6月11日

2 事業概要

本事業において経営する病院は、次のとおりである。

病院名	病床数	診療科目	開始年月日
循環器・呼吸器病センター	200床 (一般病床150床) (結核病床50床) (うち感染症制御病床8床)	呼吸器科，消化器科，循環器科，呼吸器外科，心臓血管外科，放射線科，麻酔科（7科）	昭和27年12月15日 (平成15年4月1日 瀬峰病院から改称)
精神医療センター	345床 (精神病床8床) (うち精神科数急病床)	精神科，神経科，歯科（3科）	昭和32年4月12日 (平成15年4月1日 名取病院から改称)
がんセンター	383床 (一般病床。うち緩和ケア病床25床)	内科，呼吸器科，消化器科，整形外科，形成外科，脳神経外科，泌尿器科，婦人科，眼科，耳鼻いんこ科，放射線科，麻酔科（13科）	平成5年4月1日 (昭和42年4月1日～ 平成5年3月31日 成人病センター)

3 事業実績

平成20年度における事業実績は、次のとおりである。

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

病 院 名	入院患者数 (延)	外来患者数 (延)	決 算 額		経 営 状 況	
			事業 収 益	事業 費 用	当年度純利益 (損 失)	当年度未処分 利益剰余金 (未処理欠損金)
循環器・呼吸器 病センター	29,546 人	32,417 人	3,020,239 千円	3,351,977 千円	376,185 千円	2,800,666 千円
精神医療センター	86,773	40,835	2,852,663	2,509,606	331,526	2,007,267
がんセンター	107,509	77,801	7,696,109	7,801,584	197,554	833,002
県立病院課	-	-	0	192,421	192,446	1,524,905
合 計	223,828	151,053	13,569,011	13,855,588	434,659	3,151,306

- (注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
 2 決算額のコストは消費税を含むが、経営状況のコストは消費税を除いた経理処理に基づく額である。
 3 県立病院課における費用については、各センターへの配分は行っていない。